

○袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 27 年 10 月 23 日

教委告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の趣旨にのっとり、袖ヶ浦市立小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級に就学する児童生徒又は市立学校に就学する学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 157 号）第 2 条第 1 号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した世帯の収入の額をいう。
- (4) 需要額 毎年 12 月末日の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「保護基準」という。）の例により測定した世帯の需要の額をいう。

(対象者)

第 3 条 就学奨励費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市立学校の特別支援学級に就学する児童生徒又は市立学校に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者であって、当該世帯の収入額が需要額の 2.5 倍未満のもの

する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法第12条の規定による生活扶助又は同法第13条の規定による教育扶助が行われている者

(2) 袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（平成27年教育委員会告示第5号）に基づく就学援助費の支給が行われている者

（支給費目及び支給額）

第4条 就学奨励費の支給費目は、次の各号に掲げるものとし、支給額は毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）限度額に準じ、予算の範囲内において袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(1) 学用品及び通学用品費 児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(2) 新入学児童生徒学用品費等 市立学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(3) 校外活動費のうち宿泊を伴わないもの 児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要とする交通費及び見学料

(4) 校外活動費のうち宿泊を伴うもの 児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要とする交通費、宿泊費及び見学料

(5) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要とする交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなる記念写真代その他の経費

(6) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費

（申請）

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該児童生徒が在学する市立学校の校長（以下「学校長」という。）を経由し、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、就学奨励費の請求、受領、執行及び返納に関する権限を学校長に委任することに同意しなければならない。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じた調査を行い、第3条及び第4条の基準に基づき就学奨励費の支給の認定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の認定を行ったときは、その結果を袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費認定（却下）通知書（様式第3号）により学校長を通じて申請者に通知するとともに、併せて袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費審査結果通知書（様式第4号）により当該学校長に通知するものとする。

（認定日等）

第7条 就学奨励費の支給は、第5条の規定による申請があった翌月1日を認定日とする。ただし、申請事由の発生日が月の1日の場合であって、同月内に申請書が提出されたときは、当該月1日を認定日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が認めるものにあつては、申請があった年度の4月1日を認定日とすることができる。

3 前2項の規定による認定期間は、認定日から当該年度の末日までとする。

（交付の請求）

第 8 条 学校長は、第 6 条の規定により就学奨励費の支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）に代わり、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費請求書（様式第 5 号）を教育委員会に提出しなければならない。

（支給の方法）

第 9 条 就学奨励費は、特別な事情がある場合を除き、学校長を経由して受給者に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、第 4 条第 6 号に掲げる支給費目については、直接市に納入することができる。

3 学校長は、受給者の児童生徒ごとに袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費個人支給明細書兼領収書（様式第 6 号）を整備するとともに、支給事務の終了後に袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給結果報告書（様式第 7 号）を併せて教育委員会に提出しなければならない。

（消滅届）

第 10 条 受給者は、第 3 条に定める要件に異動が生じたとき及びこれを欠くに至ったとき又は就学奨励費の支給を辞退しようとするときは、その旨を学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 学校長は、前項の規定による届出があったときは、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要件消滅届（様式第 8 号。以下「消滅届」という。）により教育委員会に報告するものとする。

（認定の取消し等）

第 11 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定により認定した就学奨励費の内容を変更し、又はその全部若しくは一部を取り消し、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費認定取消通知書（様式第 9 号）により受給者に通知するものとする。

(1) 前条の規定により消滅届が提出されたとき。

(2) 児童生徒が転学又は退学により市立学校に在学しなくなったとき。

(3) 受給者が偽りその他不正の手段により就学奨励費の支給を受けていることが判明したとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、取り消した日の属する月の翌月から就学奨励費の支給をしないものとする。ただし、事由の発生日が月の1日の場合は、前月で就学奨励費の支給をしないものとする。

(就学奨励費の返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定により就学奨励費の支給に係る変更又は取消しを行った場合、当該受給者から既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行前に申請があった平成27年度分の就学援助については、なお従前の例による。

(需要額の特例)

3 当分の間、第2条第4号(保護基準別表第9を除く。)の規定の適用については、同号中「前年12月末日」とあるのは、「平成24年12月末日」とする。

附 則 (平成28年教委告示第2号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

申請者（保護者） _____

住 所 袖ヶ浦市 _____

氏 名 _____ ㊟

電 話 _____

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給申請書

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条の規定により就学奨励費の支給を申請します。

記

1 認定児童生徒氏名

氏名	学校名	学年	性別
			男・女

2 世帯の状況(前年12月末日時点の世帯の状況を記入してください。)

氏名 (個人番号)	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	職業又は在学 学校名学年
フリガナ ()	年 月 日 (歳)	男・女	本人 (児童等)	
フリガナ ()	年 月 日 (歳)	男・女		
フリガナ ()	年 月 日 (歳)	男・女		
フリガナ ()	年 月 日 (歳)	男・女		
フリガナ ()	年 月 日 (歳)	男・女		
フリガナ ()	年 月 日 (歳)	男・女		

3 特記事項（家族構成等特別な事情がある場合は記入してください。）

--

※裏面の「委任状兼同意書」にもご記入ください。

(裏)

委任状兼同意書

袖ヶ浦市教育委員会 様

(袖ヶ浦市長 様)

就学奨励費の申請に際しては、世帯に係る所得状況の調査のため、袖ヶ浦市教育委員会が市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、民生委員に対する情報の提供及び収集並びに転校、進学等における就学先小中学校への情報提供に同意します。

また、就学奨励費の請求、受領、執行及び返納に関する一切の権限を学校長を代理人と定め委任します。

年 月 日

(保護者) 住所 _____

氏名 _____ 印

○ 世帯は別であるが生計を一にしている者がある場合

(児童生徒と同居し生計を一にしている方で、住民票が別世帯となっている方がいる場合は次の欄も記入してください。)

世帯に係る所得状況の調査のため、袖ヶ浦市教育委員会が市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認することに同意いたします。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第2号(第5条関係)

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

ご家庭で太枠内を記入してください。

No.

保護者氏名		住所		児童生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等 (本年度4月1日時点)		学校長認印						
世帯の収入状況				世帯の状況 (前年12月末日時点)				需要額等						
		氏名		生年月日 (満年齢)		性別 続柄		職業又は在学校名 学年(特別支援学級 通学の有無)		教育扶助		生活扶助		
				年月日		本人 (児童等)		学校給食費		基準額		第1類		
所得控除前		総所得額		() 歳								期末一時扶助		
		退職所得金額		() 歳								e 基準額 円		
		山林所得金額		() 歳								f 地区別冬季加算 円		
		計 A		年月日								g 住宅扶助 円		
所得控除		社会保険料		() 歳								h 需要額 a~gの合計 円		
		生命保険料		() 歳										
		地震保険料		() 歳										
		計 B		年月日										
所得額 (A-B)		C		年月日								F/h 収入額/需要額 =		
所得月額 (C÷12)		D		() 歳								教育委員会 担当者認印		
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E		() 歳										
収入額 (D-E)		F		合計		a		b		c		d		
特記事項												備考		
施設等の 長の証明		上記の者は { 1. 児童福祉施設に入所中で措置費 2. 当療育期間において療育の給付 } を受けていないことを証明する 年月日										施設の名称 及び施設長		印

記名
退捺
者印

就学奨励費は辞退します。()

費は除く()保護者氏名

()

(裏)

収入額・需要額調書の記入上の注意事項

- 1 調書中の「世帯の収入状況」、「世帯の状況」、「需要額等」は、教育委員会で記入しますので、記入する必要はありません。
- 2 児童福祉施設または、指定療育機関(国・公立の病院等)に入っている児童生徒について、就学援助費の支給を受けようとする場合は、この調書に次の証明書を添付又は調書の下欄に証明してもらってください。
 - ・教育費についての措置費を受けていない旨の施設長の証明書
 - ・指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の機関の長の証明書

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者（保護者）

様

袖ヶ浦市教育委員会 印

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった就学奨励費の認定について、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第6条の規定により、就学援助費の支給対象として、下記のとおり通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
(学校)
- 2 就学奨励費の支給対象として
認定しました・却下しました
- 3 認定日
年 月 日
- 4 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

学校長 様

袖ヶ浦市教育委員会 印

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給申請について、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第6条の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 審査結果

児童生徒 氏名	性別	学年	保護者 氏名	新規 継続	認定日	備考	所得判定

2 就学奨励費の支給手続について

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

所在地 袖ヶ浦市
学校名 袖ヶ浦市立
学校長



袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費請求書

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費()を下記のとおり請求します。

記

請求額.....円

内 訳

区 分	児童生徒数	単 価	月 数	金 額
	人	円	月	円

※支給費目に応じた添付書類を提出すること。

様式第6号（第9条関係）

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費個人支給明細書兼領収書

学校名

年 組 児童生徒名				保護者名			
費 目	金 額	現金・現物の区分	支給年月日	担任印	学校長印	保護者印	備 考
学用品費 及び 通学用品費	上半期						
	下半期						
新入学児童 生徒学用品 費等	上半期						
	下半期						
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)							
校外活動費(宿泊を伴うもの)							
修学旅行費							
学校給食費							
合 計							
年度の中途における特別支援教育就学奨励費の認定の変更等の理由							
年 月 日				年 月 日			
要保護・準要保護に変更された。				廃止・転学した。			

教育委員会 印

*学校長が給与事務を行った場合は、支給の方法に従って「担任印」欄及び「学校長印」欄に押印し、給与事務の完了（保護者押印）後、教育委員会の確認を受けること。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

学校名

学校長

印

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要件消滅届

下記の者について、特別支援教育就学奨励費の支給要件が消滅したので、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第10条の規定により、届け出ます。

記

1

保護者氏名	
児童生徒氏名	
学年	

2 消滅の理由 _____

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市教育委員会 印

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費認定取消通知書

下記のとおり、就学援助費の認定を取り消したので、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第11条の規定により、通知します。

記

1

No.	学年級	児童生徒氏名	住所
1			
2			

2 認定取消理由

3 認定取消年月日

年 月 日

4 その他

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

